

令和2年度 横浜市総合教育会議 次第

日時 令和2年12月18日（金）10時30分～11時30分

場所 市庁舎3階 多目的室

1 開 会

2 市 長 挨 拶

3 協 議

GIGA スクール構想において目指す学びの推進

4 報 告

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応

いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況（資料配付）

5 閉 会

【配付資料】

資料1 GIGA スクール構想において目指す学びの推進

資料2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応

資料3 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

参考1 横浜市教育大綱

参考2 横浜市総合教育会議運営要綱



©Hideo MORI

令和2年度 横浜市総合教育会議



1

協議事項

GIGAスクール構想において目指す学びの推進

2

報告事項

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応
- ・いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況（紙面配付）

GIGAスクール構想に おいて目指す学びの推進



社会的な背景

- ・ Society5.0時代
- ・ 社会構造の変化
- ・ 新学習指導要領
主体的・対話的で深い学び
- ・ 自然災害や感染症等の発生



課題や背景の多様化

- ・ 不登校児童生徒数の増加
- ・ 様々な障害への対応
- ・ 日本語指導が必要
- ・ 子どもの貧困



横浜教育ビジョン2030

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

持続可能な担い手となるために…

今までの横浜の教育実践 + 最先端のICT



ベストミックスを図り、
教育の在り方を日々アップデートし続ける

ICT環境の整備（令和2年度中）

児童生徒1人に1台の端末を整備（学校の備品 約27万台）

- 小学校 iPad端末
 - 中学校 Chrome端末
 - 特別支援学校（小・中学部） iPad端末
- ※高等学校、特別支援学校（高等部）は原則個人所有の端末



LAN等の整備

- 通信回線の高速化
- 緊急時対応の為、就学援助家庭等にモバイルルータを貸与

GIGAスクール構想において目指す学び

個別最適な
学び

社会とつながる
協働的な学び



多様性を尊重



市立学校における先駆的な取組事例



生徒の主体性と個別な学習課題に応じたICT活用による学び



自らの学習スタイルにあった学び



特別支援学校における学び

市立学校における先駆的な取組事例



企業のサポートと地域コーディネーターによるデジタル教材を使った放課後学習

企業と連携した商品開発の授業

横浜市教育委員会 × 



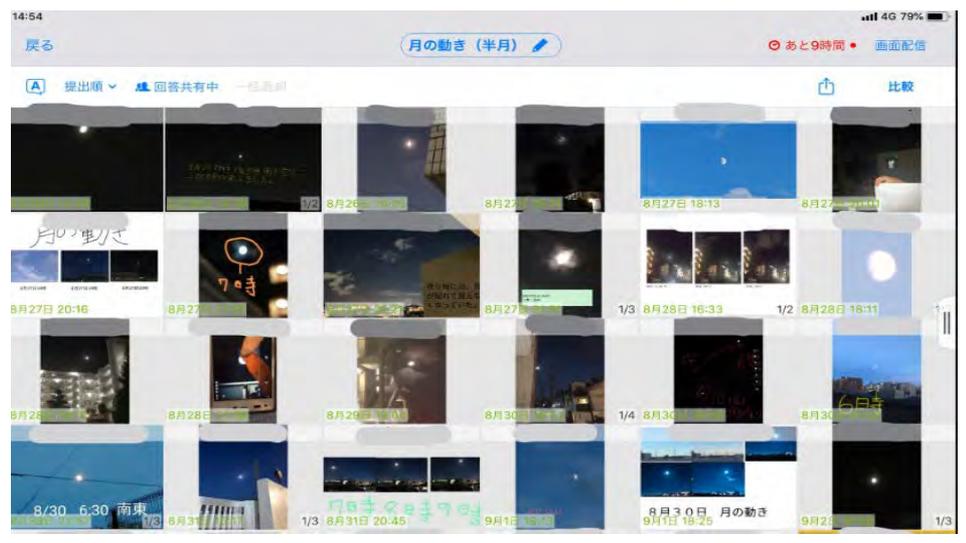
GIGAスクール構想の実現
情報社会を生きる能力を育む



令和2年7月協定締結



「ロイロノート・スクール」活用の様子



臨時休業時におけるホームルーム

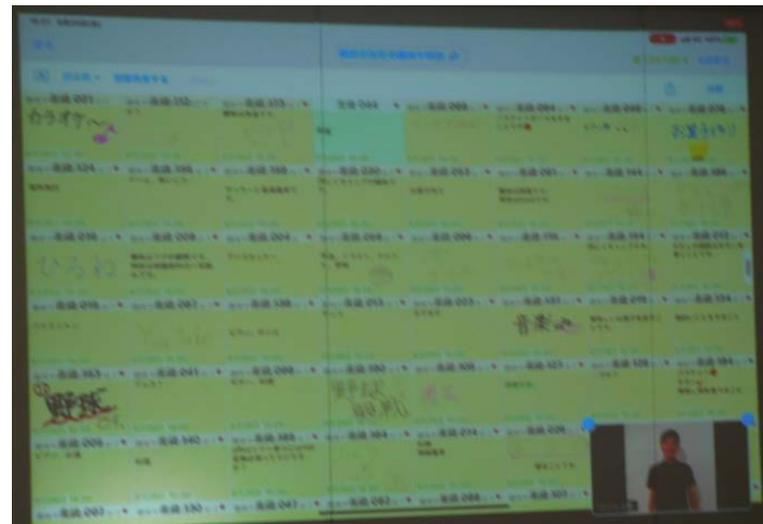


担任より児童へのコメントなど

児童の課題提出



実証的にデジタル教科書を活用



対面とZOOMを活用した全校教職員対象の研修の様子



指導主事・人事指導主事向けの研修

企業等と連携した、オンライン授業



レクチャーの様子



ウッドストロー制作



オンラインでの意見交換

提供：ヨコハマSDGsデザインセンター

講師派遣 体験学習
見学会 ワークショップ
など

環境に関する
学びの活動に
協力します!

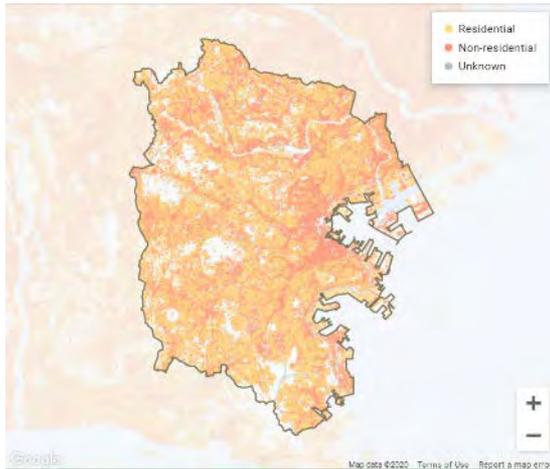
YES協働
パートナー
紹介BOOK

この冊子では、地球温暖化対策を推進するための活動について活動している団体や
企業などのYES協働パートナーを紹介しています。

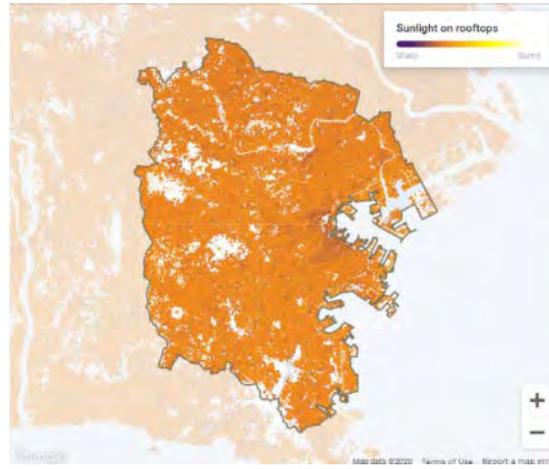
YES協働パートナー
153団体
(R2.12月現在)

Google のアプリケーションを活用した授業

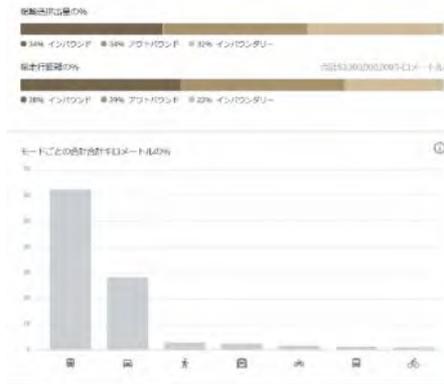
Environmental Insights Explorer(EIE)



住居・工場等由来の排出量



太陽光発電ポテンシャル



交通由来の排出量



西本郷中学での授業

取組の概要

- 「ヨコハマトリエンナーレ2020」では、身体的制約があるなど、様々な理由により外出することが難しい方を対象に、分身ロボット「OriHime」を用いた鑑賞会を実施
- 計103名の方が遠隔からトリエンナーレを鑑賞
- 市内の特別支援学校2校においても、美術の授業の一環として鑑賞を実施

分身ロボット「OriHime (オリヒメ)」

カメラ・マイク・スピーカーが搭載され、インターネットを通して操作できます。周囲を見回したり、会話にリアクションをするなど、あたかも「その人がその場にいる」ようなコミュニケーションが可能です。



実施状況

実施校	<ul style="list-style-type: none">・ 浦舟特別支援学校・ 中村特別支援学校 港南分教室
実施方法	教員が「OriHime」を持って会場を巡り、 児童・生徒が遠隔からトリエンナーレを鑑賞
実施期間	令和2年9月7日から10月5日まで
実施回数	計10回
参加児童 ・ 生徒数	25名 (小学生8名、中学生11名、高校生6名)

授業の様子

- OriHimeが映す作品の映像を教室のタブレットや大型モニターに投影し、教室にいる児童・生徒と会場の教員がコミュニケーションを取りながら鑑賞



OriHimeで作品を撮影
(浦舟特別支援学校)



教室で作品を鑑賞
(中村特別支援学校 港南分教室)

授業の様子

- 映像を見るだけでなく、会場の作品と同じ手触りのものを教室で触るなど、様々な感覚を使って作品を体験
- ある授業では、鑑賞後に児童・生徒が鑑賞作品から発想した作品を制作



作品を体験
(中村特別支援学校 港南分教室)



作品を制作
(浦舟特別支援学校)



児童生徒作品
(浦舟特別支援学校)

タグラグビー授業でのデータ活用（令和元年度）

タグラグビー授業
（約3か月間）



データの測定



ドローンでの撮影



ipadでの撮影

取得データの分析・検討



本人の振り返り

新たなチャレンジ

オンライン ラジオ体操（令和2年度）

夏休み中の計10日間
小学生約300名以上が参加



報道ステーション（テレビ朝日）
8月12日の放送の様子



ラジオ
体操カード

慶應大学ラグビー部



地域（商店街）



日吉商店街
(画像提供：横浜日吉新聞)

プロスポーツ

横浜F・マリノス
横浜ビー・コルセアーズ
横浜GRITS

意見交換

全校一斉臨時休業に係る対応

市立学校の一斉臨時休業

(令和2年3月3日～5月31日)

健康状態や家庭での学習状況の把握

家庭の協力を得て、健康観察票で検温・健康チェック
学習状況などに不安を感じる家庭からの相談対応

「緊急受入れ」「校庭開放」の実施

保護者の就業等、家庭での対応が困難な場合に、
児童生徒の居場所と運動機会を確保

休業期間中の学びの保障

学習プリントによる学習課題に加えて、教科書の内容を基に
した学習動画のネット配信・TV放送

全校一斉臨時休業に係る対応

学校教育活動の再開(6月1日~)

学校教育活動の再開に関するガイドライン

教科等の教育活動や行事などにおいて講じる感染症対策や、清掃・消毒、換気方法、陽性者が生じた場合等の対応を記載

3段階による段階的な再開

6月から7月にかけて、第一期から三期に分けて、分散登校や時差通学等を取り入れ、段階的に学校を再開

- ・ 小学校給食は7月、中学校昼食は6月中旬から再開
- ・ 部活動は7月から再開し、活動日数を段階的に緩和
- ・ 学校における行事实施は、8月末まで中止・延期

学校行事等の実施～徐々に通常の教育活動へ

運動会・体育祭、文化祭、学習発表会等

プログラムの精選等による時短開催、保護者等の参観制限
児童生徒や保護者等のオンライン見学・観覧

修学旅行等の学校行事の取扱いと支援

目的地周辺の感染動向や実施内容、感染防止のための取組等、
様々な要素を考慮して、各学校において総合的に判断
実施する場合の看護師同行費用、延期・中止により生じた
キャンセル料を公費で負担し、学校の取組を支援

市主催行事の実施、児童生徒の教育機会の確保

感染拡大防止措置を十分に講じるなど、安全な環境で実施
(心の教育 バレエの世界、ふれあいコンサート 中学校総合体育大会の一部)

市立学校の感染状況～感染拡大防止に向けて～

市立学校の感染状況（12月15日現在）

- 児童生徒の感染者 217人
- 陽性者が出た学校数 154校
- 教職員の感染者 29人
- 休校措置をとった学校数 50校

児童生徒の感染者はいずれも無症状または軽症です。

濃厚接触者の特定状況に応じ、休校等の措置を行っています。

感染予防・感染拡大防止の取組徹底

国の動向やこれまでの感染事例等を踏まえ、学校での予防措置等を規定するガイドラインを適宜、改訂します。

学校では引き続き、児童生徒の安全・安心を第一に、清掃及び消毒、健康観察等に取り組みます。

『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げる8項目34の取組（別紙1）について、横浜市いじめ防止基本方針（別紙2）の徹底（防止策：6-②）を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和元年度の取組状況を報告します。

～令和元年度の取組状況～

1 学校の取組

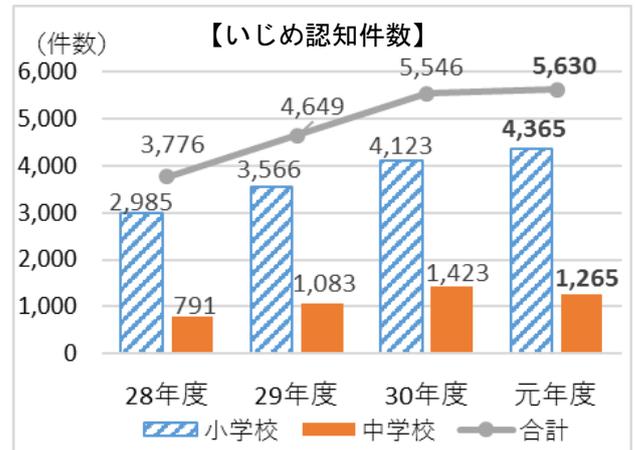
① 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

（防止策：2-③・⑤・⑥・⑦、3-①・②、6-④、7-①・②、8-③/方針：第2章2・3、第3章1・2・3、第4章1）

元年度のいじめ認知件数は、5,630件と前年度に比べ微増傾向（昨年にと比べると1.5%増加）です。いじめの早期発見に向け、さらに「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めていきます。

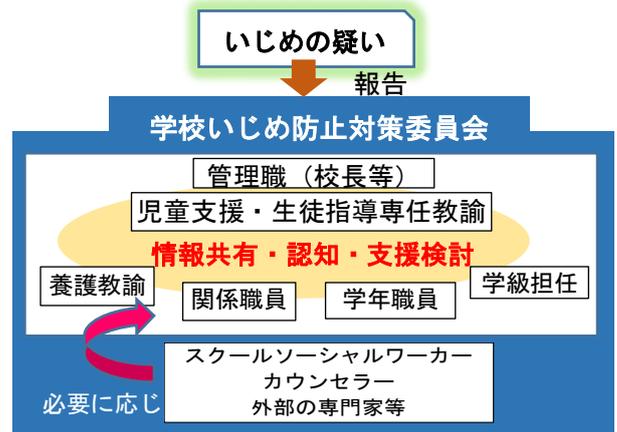
管理職と複数の教職員で構成する「学校いじめ防止対策委員会」は毎月1回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、解決に向けて学校での組織的な対応に努めています。また、認知した事案に対し、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう組織的対応の強化に取り組んでいきます。

いじめ重大事態調査については、元年度は調査報告がまとまった5件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。



【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】（単位：校）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	280	68	2	9	11
月2～3回	32	34	0	0	2
週1回以上	28	44	0	0	0
計	340	146	2	9	13



② いじめ再発防止のための教職員研修の実施

（防止策：1-③・⑤、2-①・②・④、6-③、8-① /方針：第2章3、第3章3）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

いじめ再発防止

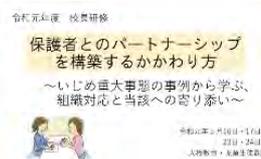
- ・校長への研修（5月）重大事態の事例に学ぶ ～寄り添いから信頼へ～
- ・区校長会にて、実情からテーマを決定し、いじめに関する研修を実施（2回）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

いじめ重大事態の調査結果（公表版）の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修（6月 77人、富岡町立小中学校、三春校・富岡校）
- ・派遣研修の実践報告（1月）



校内研修



③ 子ども主体のいじめ未然防止の取組（防止策：1-①、4-①、8-③ / 方針：第2章1・3、第3章3）

■横浜子ども会議

横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子どもたちが主体となり、各学校と中学校ブロックで年間を通して話合いと具体的な取組を進めました。

8月の「横浜子ども会議」区交流会では、区内の全市立学校が参加し、中学校ブロックごとの話合いや年間の取組について、実践発表を行いました。



市ヶ尾中学校の取組 ～STOP!! その言動『希望ある未来へ』～

- ・中学生を中心に、区役所、高校生、地域のサポーターの方と「いじめ」を未然防止するための取組について検討
- ・「嫌な気持ちになる言動」は、人によって違うこと、相手の立場や気持ちになって行動することの大切さについて、小学生に「いじめ防止プログラム」を通して発信《12月いじめ防止市民フォーラムにて取組発表》



■子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用推進

Y-Pは、児童生徒の自己肯定感を育み、子どもたち自身がいじめの起こりにくい学校風土づくりを進めることを目的としています。

・指導者養成研修の実施（参加者 80人）

学校や区でのY-Pの研修や活用を推進する教員を養成するため、アセスメントと指導プログラムの2本の研修講座を開始し、各校での実践をもとにしたグループワークなど、より実践的な活用につなげるよう学びを深めました。



・実践推進校の設置（小学校4校・中学校4校）

深い児童生徒理解のためにアセスメントを行い、個や集団の状況を把握し、複数の教職員で支援検討会を組織的・計画的に実施することを通して、子どもたちへの具体的な支援や学級づくりに結びつけています。（R2：小学校6校・中学校5校）

・12月の全市一斉授業研究会にて授業公開

授業の中で、Y-Pの考え方や方法を生かし、どの子も見通しを持てるよう「授業のねらい」と「流れ」を明確にし、1人で考える場面やグループで意見を聞き合う場面、全員で共有する場面を授業の中に組み込むことで、子どもの自尊感情を高める授業を展開しました。



2 教育委員会事務局の取組

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

(防止策：4-①・④、5-①・③・④・⑤ /方針：第2章3)

■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に着目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発等の防止を図っています。元年度は、学校向けSSW活用ガイドと、活用事例集を全校に配付し、役割の周知に努めました。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【いじめに関する検討・相談数】 元年度実績

学校への直接支援回数	457回
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	378回
電話による保護者等対応回数	449回
保護者との面談回数	232回

【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

いじめで登校できなくなった生徒の家族が学校の対応に不満を訴えた。生徒と保護者が学校との関わりを拒んだため、学校は学校教育事務所に相談した。学校を担当する指導主事がSSWとともに生徒と保護者の面談を行い、学校に対して事案の整理と調査を求めた。また生徒と保護者の窓口をSSWにすることで学校と保護者の関係改善を図った。学校担当指導主事の学校への積極的な介入により保護者は学校と対話の場面に臨めるようになり、生徒は笑顔を取り戻し、登校を開始した。

■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士による法律相談を活用しています。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(防止策：4-①、5-②・④・⑥、6-① /方針：第2章3)

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。元年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は53件で増加傾向（前年度45件）ですが、学校、学校教育事務所及び緊急対応チームの連携が進んだことにより、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は33件で減少傾向（前年度48件）にあります。

緊急対応チーム会議に統括SSWが交替で参加し、福祉的な側面から意見を述べることで児童生徒や保護者理解を深めるとともに、具体的な支援方法や、リスク管理についても助言しています。

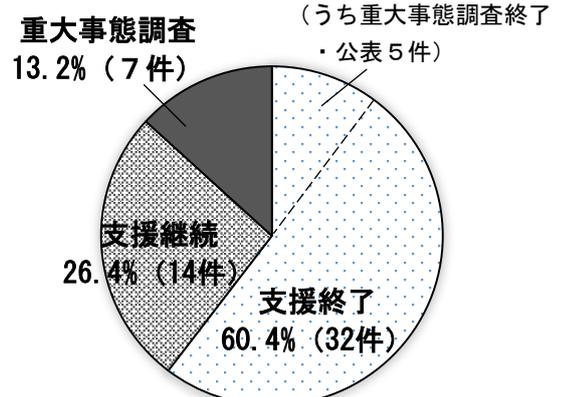
【緊急対応チーム取扱件数】元年度実績

取扱件数		学校訪問 ※2
(カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	
53件	32件	33件 (延131回)

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行12件 (延56回)

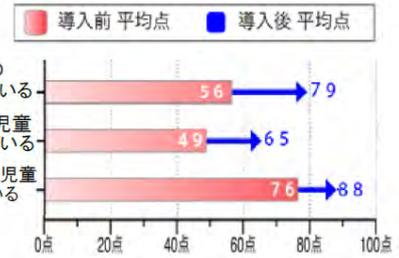
【緊急対応チーム取扱件数（53件）の内訳】



③ 小学校高学年における一部教科分担制の推進

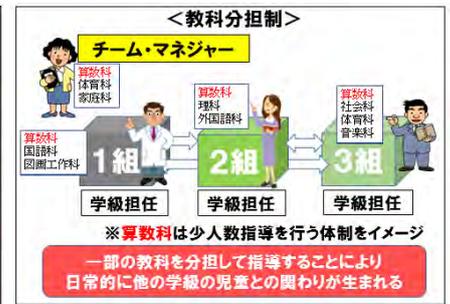
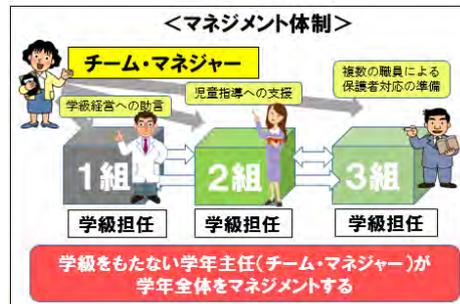
(防止策：1-④ /方針：第2章3、第3章3)

「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の負担軽減」をねらいとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を32校で実施しました。推進校の教員を対象にしたアンケートからは、1人の児童に複数の教員が関わることから「児童の心の安定」につながるという成果も多く見られ、いじめの未然防止につながることを期待できます。



年度末にはこれまでの研究成果をまとめたサポートブックを作成し、市内全校に配付しました。

今年度もさらに推進校を拡大し、85校で引き続き効果検証を行っていきます。



～着実な取組に向けて～

《人的配置の推移》

(防止策：1-②、2-④、4-①・②・③・④ /方針：第2章3)

■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

専任教諭が校内で組織のないいじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充することで、いじめの早期発見・早期対応につながっています。

H29:40校 → H30:90校 → R1:140校 → R2:190校 (うち50校は市単独予算)

■スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置拡充

SSWが社会福祉の専門職としてチーム学校の一員となることで、学校は福祉的な側面からも児童生徒をとらえ、区役所などの関係機関と連携した支援を行っています。

H29: 人権教育・児童生徒課に係長職のスーパーバイザー1人と学校教育事務所を兼務するチーフSSW4人を配置 <SSW配置人数 23人>

H30: 正規職の統括SSWを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを人権教育・児童生徒課に配置 <同 30人>

R1: 学校の要請を受け支援する派遣型SSWから、定期的に中学校ブロックを巡回して支援する巡回型SSWへの移行に向けたモデル実施 <同 39人>

R2: 巡回型SSWへ完全移行し、SSWによる定期的な学校訪問開始 (全小・中学校) <同 50人>

《新たな相談窓口の設置》

子どもたちがSOSを発信しやすく、また保護者も含め、学校を経由せず相談しやすい窓口を新たに設置しました。(防止策：1-②、3-③、8-② /方針：第2章3)

■学校生活あんしんダイヤル【H29～】

いじめの申し立て窓口を兼ねSSWが直接、相談対応。保護者からの相談のほか、児童生徒本人からの相談件数も増加 H29:182件 → H30:274件 → R1:340件



■SNSいじめ相談@かながわ【H30～】

H30: 県と協力し、約2週間、県内の中高生年代の生徒について、対象限定(抽出)で、無料通信アプリを活用した「SNSいじめ相談」を試行実施 <相談131人/対象約5.8万人>

R1: 対象を拡大し、約4週間、県内全ての中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校等で実施 <相談901人/対象約44万人>

R2: 5月から年間通して、開設日数を週3日(長期休業明けは毎日)に拡大し、実施

いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1 児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2 校内児童生徒支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施
3 保護者との関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6 いじめ調査方法のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7 調査結果の公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8 いじめの定義の理解	<ul style="list-style-type: none"> ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取組の発信

○横浜市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1	いじめの定義
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念
3	横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
4	いじめ防止に向けた方針
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	
1	横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
2	横浜市いじめ問題専門委員会の設置
3	教育委員会の取組
	(1) いじめの防止・早期発見に関すること
	(2) いじめの対応に関すること
	(3) 学校評価、学校運営改善の実施
4	市長部局の取組
5	いじめ防止対策の点検・見直し
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1	学校いじめ防止基本方針策定への考え方
	(1) 策定意義
	(2) 内容
	(3) その他
2	学校の組織づくり
	(1) 未然防止
	(2) 早期発見・事案対処
	(3) 取組の検証
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化
	(1) いじめの防止
	(2) 早期発見
	(3) いじめに対する措置
	(4) いじめの解消
	(5) 特に配慮が必要な児童生徒
	(6) 学校運営協議会等の活用
第4章 重大事態への対処	
1	重大事態の発生と調査
	(1) 重大事態の意味
	(2) 重大事態の判断
	(3) 重大事態の報告
	(4) 調査の趣旨及び調査主体
	(5) 調査を行うための組織
	(6) 事実関係を明確にするための調査の実施
	(7) その他留意事項
	(8) 調査結果の提供及び報告
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
	(1) 再調査
	(2) 再調査を行う機関の設置
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等



横浜市教育大綱

平成 30 年 9 月

はじめに



平成 27 年 9 月に「横浜市教育大綱」を策定してから 3 年が経ち、このたび、新たな「横浜市教育大綱」を策定いたしました。

この間、国においては、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育に関する議論が尽くされ、本年 6 月には、「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

横浜市としても、教育大綱の理念に沿って、子ども達の豊かな心を育み感性を磨くことができるよう、文化・芸術やスポーツなどで本物に触れる機会の創出に積極的に取り組むとともに、教職員が最大限に力を発揮できるよう、専門スタッフの配置や教育環境の整備などに、着実に取り組んできました。一方で、いじめや不登校など、教育課題の複雑化が進み、個別の支援や指導が必要な子ども達が増えています。

横浜の子ども達には、人を思いやる優しさと豊かな感性を伸ばし、グローバルな視野を持って持続可能な社会の実現に向けて行動し、自立して生きていく力を養ってほしいと願っています。この新たな「横浜市教育大綱」は、私が大切にしている教育に対する考えを、教育委員会と共有しながら、「横浜教育ビジョン 2030」との整合性を図って策定しました。

今後とも、子ども達一人ひとりの状況に応じた教育をしっかりと進めていくとともに、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ 2019™」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の開催など、横浜ならではの機会を生かした教育にも力を注ぎます。また来年、開港から 160 年を迎える国際都市として、多様性を尊重し、共生する力を育みます。

子ども達は、横浜の未来を創る、社会の希望です。横浜の子ども達一人ひとりが幸せに生き、社会で活躍できるよう、社会全体で育んでいきましょう。

平成 30 年 9 月

横浜市長 林 文子



目 次

横浜市教育大綱について 1

第1章 基本理念

未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって 2

第2章 重点方針

社会全体で進める横浜の教育 3



「横浜市教育大綱」について



〔位置付けと推進〕

横浜市教育大綱は、本市の教育に関する総合的な施策の目標や方針として、国の教育振興基本計画を参酌し、「横浜教育ビジョン 2030」と整合を図り、策定しました。

大綱の実現に向けて「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」に掲げた施策を推進していきます。

〔対象期間〕

平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年間

【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項

「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

第1章：基本理念



～未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって～

横浜の子ども達が健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、次に掲げる3つの理念を重視しながら、横浜の教育を進めていきます。

人を思いやる優しさと豊かな感性

人とのつながりを大切にするとともに、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心と、共に支え合う態度を育みます。

【将来の姿】

- いじめを許さず、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる
- 文化・芸術などに親しむ機会を通して得た、豊かな感性を大切にする

グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

地域や社会をよりよくすることを考えながら、開港の地・横浜の進取の気風のもと、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、多様性を認め、協働・共生する姿勢を養います。

【将来の姿】

- 国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ、自ら挑戦する気概を持つ
- 横浜の歴史や伝統文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる

自立して生きていく力

複雑化・多様化する社会の中で、主体的に考え、意欲的に学び続けながら、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。

【将来の姿】

- 自らの健やかな体をつくるとともに、夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し、学び続ける
- 自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら、困難の解決に向けて行動できる

第2章：重点方針



～社会全体で進める横浜の教育～

全ての子ども達が、持続可能な社会について考えを深めながら、未来の創造に向けて、生き生きと活躍できるよう、社会全体で横浜の子どもを育みます。

重点方針1 まち全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が子どもの成長に向けた目標を共有し、連携・協働して子どもの成長を支えます。
- 幼児期から社会的自立までの子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を創る横浜の子どもを育みます。
- 学校と区役所、児童相談所、地域療育センター、医療、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

重点方針2 横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会の創出

- 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ2019™」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」等を契機とした様々な取組を通して、身近な場所で子ども達が本物に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を創出します。
- 国内外から人々が集うグローバルMICE都市として、国際的に活躍する人材との交流から生まれる学びや、横浜を訪れる外国の方々とのコミュニケーションなどを通じて、世界に開かれた心を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる商店街や、環境・健康など成長・発展分野に挑戦する企業の協力を得た体験型学習などを通じて、子ども達が職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出します。

重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 老朽化した学校施設の建替えを進め、子ども達が安全で安心して快適に学ぶことができる教育環境を整えるとともに、グローバル化や技術革新が進んだ新時代の到来を見据えた教育を行うことができる環境づくりを進めます。
- 学校と家庭、地域、企業等が連携して、運動に親しむ機会の創出や食育の推進に取り組み、子ども達が運動と食事、休養のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きとした姿で働くことができるよう、教職員の働き方改革を進めるとともに、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。

重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障

- 家庭の経済状況等に左右されることなく、子ども達が将来の可能性を広げ、就学の機会や就労の選択肢が狭まることのないよう、学びや成長を支える支援を行います。
- いじめや不登校などの課題が複雑化・多様化するとともに、障害のある子どもへの特別な支援や日本語指導が必要な子どもが増加する中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を進めることが求められており、専門家をはじめ、様々な人材がチームとして子どもを支えます。



平成 30 年 9 月 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

横浜市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、市長が設置する横浜市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議の議長は、市長が担う。

2 議題に応じて、副市長及び関係区局長等は、会議に出席できるものとする。

(議題)

第3条 会議では、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

(関係者等の出席)

第4条 会議は、法第1条の4第5項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 議題に関する出席者の発言要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 議事録は、会議を非公開で実施した事項その他公表に適さない事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(幹事会)

第7条 会議の議題に関する事前調整等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長部局及び教育委員会事務局のうち、会議の議題に関係する職員で構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部教育政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議での協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から適用する。